

# 健康福祉委員会資料

## (消防局関係)

### 1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(30) 議案第38号 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部  
を改正する条例の制定について

資料1 議案第38号 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を  
改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

消 防 局

## 議案第 38 号 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を 改正する条例の制定について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、勤務年数が 35 年以上の消防団員の退職報償金の額を定め、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため改正するもの

- 1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正（令和 6 年政令第 394 号）
- 2 刑法の一部改正（令和 4 年法律第 67 号）
- 3 改正内容
  - （1）上記 1 に伴い、退職する消防団員の勤務年数及び階級に応じて定める退職報償金の額について、新たに勤務年数 35 年以上の区分及び当該区分に応じた退職報償金の額を定めるもの
  - （2）上記 2 に伴い、在職中禁錮以上の刑に処せられた者の退職報償金の支給の制限に係る規定について所要の整備を行うもの  
「禁錮」→「拘禁刑」
- 4 施行期日  
令和 7 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 3（2）については、同年 6 月 1 日から施行

## 議案第38号参考資料

### 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例関係

1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 令和6年12月27日公布 令和7年4月1日から施行

2 条例改正に係る上記1の内容

消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金については、退職する消防団員の勤務年数及び階級に応じた金額が定められており、勤務年数の区分は「30年以上」が最大であったところ、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、新たに「35年以上」の区分が追加された。

(改正前の勤務年数の最大の区分)

	団員	部長・班長	副分団長	分団長	副団長	団長
30年以上	689,000円	734,000円	809,000円	849,000円	909,000円	979,000円



(改正後の勤務年数の最大の区分)

	団員	部長・班長	副分団長	分団長	副団長	団長
35年以上	789,000円	834,000円	909,000円	949,000円	1,009,000円	1,079,000円

3 令和5年度の支給実績

(1) 支給人員 59人

(2) 支給総額 25,814千円

4 消防団員数(令和6年1月1日現在)

定員 1,345人(機能別団員135人を含む。)

現員 1,094人(機能別団員78人を含む。)

※ 機能別団員(市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員)には退職報償金を支給しない。

5 刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正 令和4年6月17日公布 この条例の関係部分は、令和7年6月1日から施行

6 条例改正に係る上記5の内容

罪を犯した者について、きめ細やかな指導、支援等による改善更生及び再犯防止に向けた処遇の充実を推進する観点から、自由の剥奪を内容とする刑罰について、刑務作業が強制される懲役及び刑務作業が強制されない禁錮の刑が単一化され、新たな刑として、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる拘禁刑が創設された。

## 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団員退職報償金支給条例 昭和39年6月30日条例第32号 (略)</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 在職中拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者 (3) 停職処分を受けたことにより退職した者 (4) 勤務成績が特に不良であった者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が退職報償金を支給することを不相当と認める者</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市消防団員退職報償金支給条例 昭和39年6月30日条例第32号 (略)</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 在職中禁錮以上の刑に処せられた者 (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者 (3) 停職処分を受けたことにより退職した者 (4) 勤務成績が特に不良であった者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が退職報償金を支給することを不相当と認める者</p> <p>(略)</p>

## 別表（第2条関係）

## 退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000

## 別表（第2条関係）

## 退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000

改正後								改正前							
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>	分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>	副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	
部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>	部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>	団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	